

草津市公報

発行日 令和3年11月15日
 (毎月1・15日発行)
 発行番号 第 20 号
 発行所 草津市役所
 草津市草津三丁目13番30号
 電話番号(代)077-563-1234

目次

◎ 規 則

草津市職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（職員課） 2

◎ 告 示

市道の路線認定について（土木管理課） 2

市道の路線変更について（土木管理課） 3

道路の区域決定について（土木管理課） 3

道路の区域変更について（土木管理課） 3

道路の供用開始について（土木管理課） 3

自動車臨時運行許可番号標の失効について（市民課） 4

令和3年度草津市保育環境改善等事業補助金交付要綱（幼児施設課） 4

草津市酒類販売事業者支援金支給要綱（商工観光労政課） 6

公示送達について（介護保険課） 10

公示送達について（納税課） 11

◎ 公 告

農用地利用集積計画について（農林水産課） 13

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） 13

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） 14

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） 14

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） 15

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課） 15

◎ 教育委員会規則

草津市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（教育総務課） 16

草津市学校給食センター設置条例施行規則等の一部を改正する規則（教育総務課） 16

草津市立幼稚園規則の一部を改正する規則（幼児課） 16

草津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の一部を改正する規則（幼児課） 17

◎ 教育委員会訓令

草津市学校給食センター管理運営規程の一部を改正する訓令（教育総務課） 18

◎ 教育委員会告示

公印の新調について（教育総務課） 18

草津市教育委員会定例会の招集について（教育総務課）	18
---------------------------	----

◎ 選挙管理委員会告示

50分の1、6分の1および3分の1の数について	19
投票所の指定について	19
投票管理者およびその職務を代理すべき者の選任について	19
期日前投票所の指定について	20
在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票を行う期日前投票所の指定について	20
期日前投票所の投票管理者およびその職務を代理すべき者の選任について	20
投票用紙および不在者投票用封筒の交付場所について	20
投票用紙および不在者投票用封筒を郵便等により交付することができる日について	21
在外選挙人が国内において不在者投票をする場合に係る投票用紙および 不在者投票用封筒を郵便等により交付することができる日について	21
開票の日時および場所について	21
開票管理者およびその職務を代理すべき者の選任について	21
開票立会人を決定するためのくじの日時、場所および方法を定めることについて	21
投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を決定するためのくじの日時、場所および方法について	22
ポスター掲示場の設置場所について	22

◎ 選挙管理委員会公告

個人演説会等の施設の設備の程度について	22
個人演説会等の施設の公営のために納付すべき費用の額について	25

◎ 農業委員会告示

草津市農業委員会総会の招集について	26
-------------------	----

規則

草津市職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年10月29日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第67号

草津市職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(草津市職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 草津市職員の給与に関する規則(昭和40年草津市規則第12号の2)の一部を次のように改正する。

別表第1教育委員会の部局の部管理職手当を支給する職の欄中「、参事、所長」の右に「(第二学校給食センター所長を除く。)」を加え、「所長補佐」の右に「、第二学校給食センター所長」を加える。

別記様式第1号中

「

氏名		印
----	--	---

」を

「

氏名	
----	--

」に

改める。

別記様式第3号中

「

氏名
印

」を

「

氏名

」に

改める。

別記様式第5号中

「

氏名		印
----	--	---

」を

「

氏名	
----	--

」に

改める。

(草津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第2条 草津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和40年草津市規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表第1級別職務表1一般行政職給料表級別職務表6級の項中「館長」の右に「(史跡草津宿本陣館長および南草津図書館長を除く。)」を加え、「福祉事務所長」の右に「および第二学校給食センター所長」を加え、同表5級の項中「所長補佐」の右に「、第二学校給食センター所長」を加える。

(草津市出納員規則の一部改正)

第3条 草津市出納員規則(平成6年草津市規則第14号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

学校給食センター	所長
----------	----

」を

「

学校給食センター	所長
第二学校給食センター	所長

」に

改める。

別表第2出納員の欄中「学校給食センター所長」の右に「、第二学校給食センター所長」を加える。

付則

この規則は、令和3年11月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和4年1月1日から施行する。

(令和3年10月29日揭示済み)

告示

草津市告示第291号

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。

この関係図面は、令和3年10月18日から令和3年11月2日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月18日

草津市長 橋川 渉

道路の種類 市道

整理番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
6340	西渋川北25号線	草津市西渋川二丁目字六反田	
		草津市西渋川二丁目字六反田	

(令和3年10月18日揭示済み)

草津市告示第292号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、市道の路線を次のように変更する。

この関係図面は、令和3年10月18日から令和3年11月2日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月18日

草津市長 橋川 渉

道路の種類 市道

整理番号	旧新別	路線名	起点	重要な経過地
			終点	
5111	変更前	芦浦8号線	草津市芦浦町字大尽	
			草津市芦浦町字大尽	
	変更後	芦浦8号線	草津市芦浦町字大尽	
			草津市芦浦町字尺ノ前	

(令和3年10月18日揭示済み)

草津市告示第293号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を決定する。

この関係図面は、令和3年10月18日から令和3年11月2日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月18日

草津市長 橋川 渉

道路の種類 市道

路線名	区間	敷地の幅員 最小~最大(m)	延長 (m)	備考
5111	芦浦8号線	草津市芦浦町字大尽320番6から 草津市芦浦町字尺ノ前319番5まで	3.6~14.4	98.0

6340	西渋川北25号線	草津市西渋川二丁目字六反田76番1から 草津市西渋川二丁目字六反田75番3まで	6.0~16.1	297.2
------	----------	--	----------	-------

(令和3年10月18日揭示済み)

草津市告示第294号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和3年10月18日から令和3年11月2日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月18日

草津市長 橋川 渉

道路の種類 市道

路線名 9702 山寺東2号線

道路の区域

区間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市山寺町字北谷226番1から	変更前	4.1~7.9	43.5	
草津市山寺町字北谷228番まで	変更後	6.1~7.9	43.5	

(令和3年10月18日揭示済み)

草津市告示第295号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和3年10月18日から令和3年11月2日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月18日

草津市長 橋川 渉

道路の種別		市道		
路線名	供用開始の区間	供用開始日	備考	
5111	芦浦8号線	草津市芦浦町字大尽320番6から草津市芦浦町字尺ノ前319番5まで	令和3年10月18日	
6340	西渋川北25号線	草津市西渋川二丁目字六反田76番1から草津市西渋川二丁目字六反田75番3まで	令和3年10月18日	
9702	山寺東2号線	草津市山寺町字北谷226番1から草津市山寺町字北谷228番まで	令和3年10月18日	

(令和3年10月18日掲示済み)

草津市告示第296号

自動車臨時運行許可番号標の失効について
道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第2項の規定により許可した自動車に係る次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので告示する。

令和3年10月22日

草津市長 橋川 渉

自動車臨時運行許可番号標番号	失効年月日
滋賀1931	令和3年10月22日

(令和3年10月22日掲示済み)

草津市告示第297号

令和3年度草津市保育環境改善等事業補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和3年10月25日

草津市長 橋川 渉

令和3年度草津市保育環境改善等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市内に所在する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項または同法第35条第4項の認可を受けた保育所、幼保連携型認定こども園および地域型保育事業所（以下「保育所等」という。）における感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくために行う事業について、予算の範囲内において令和3年度草津市保育環境改善等事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業の要件)

第2条 補助対象事業は、保育所等が実施する「認可保育所等設置支援事業の実施について」（平成29年3月31日付雇児発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添5に定める「保育環境改善等事業実施要綱」のうち、環境改善事業（新型コロナウイルス感染症対策支援事業）における事業とする。

(補助金額)

第3条 補助金の額は、保育所等1箇所当たり、対象経費の実支出額から寄附金その他の収入を控除した額と次の各号に定める補助基準額を比較して少ない方の額とし、千円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

- (1) 定員19人以下 30万円
- (2) 定員20人以上59人以下 40万円
- (3) 定員60人以上 50万円

(交付申請書の添付書類)

第4条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 令和3年度草津市保育環境改善等事業補助金所要額調書（別記様式第1号）
 - (2) 収支予算書または見込書の抄本
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- (実績報告書の添付書類)

第5条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとし、その提出期限は、補助金の交付決定に係る年度の翌年度4月10

日までとする。

- (1) 令和3年度草津市保育環境改善等事業補助金精算額調書（別記様式第2号）
- (2) 収支決算書または見込書の抄本
- (3) 事業の完了を確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類
（交付の条件）

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付けられるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、または廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、または効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具およびその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を市に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返納しなければならない。

- (8) 事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿

を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、当該帳簿および証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、または効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具およびその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、または適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年10月25日から施行し、令和3年4月1日以降の事業から適用する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第5条各号列記以外の部分に規定する書類の提出期限および第6条に規定する交付の条件については、同日後もなおその効力を有する。

別記
様式第1号(第4条第1号関係)

令和3年度草津市保育環境改善等事業補助金所要額調書

施設名: _____

対象経費総額①	寄付金その他収入額②	差引額③ (①-②)	補助基準額④	補助所要額⑤ (③と④を比較して 少ない方の額)	補助金申請額⑥

様式第2号(第5条第1号関係)

令和3年度草津市保育環境改善等事業補助金精算額調書

施設名: _____

対象経費総額①	寄付金その他収入額②	差引額③ (①-②)	補助基準額④	補助所要額⑤ (③と④を比較して 少ない方の額)	補助金精算額⑥

(令和3年10月25日揭示済み)

草津市告示第298号

草津市酒類販売事業者支援金支給要綱を次のとおり
制定する。

令和3年11月1日

草津市長 橋川 渉

草津市酒類販売事業者支援金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型インフルエンザ等対策特別
措置法(平成24年法律第31号)に基づく緊急事態措
置またはまん延防止等重点措置による酒類の提供停
止を伴う休業要請または営業時間短縮要請に応じた
飲食店との取引がある酒類販売事業者を支援するこ
とを目的として、滋賀県酒類販売事業者支援金支給
要綱(令和3年9月2日付け)第1条に規定する滋
賀県酒類販売事業者支援金の支給決定を受けた草津

市内の事業者に、予算の範囲内において草津市酒類
販売事業者支援金(以下「支援金」という。)を支
給するため、必要な事項を定める。

(支給対象者)

第2条 支援金の支給対象となる事業者は、滋賀県酒
類販売事業者支援金の支給決定を受けている者で
あって、草津市内に本社(個人事業主にあつては、
店舗)を有するものとする。

(支給対象期間)

第3条 支援金の支給対象となる月(以下「支給対象
月」という。)は、令和3年8月および同年9月と
する。

2 支援金は、月単位で支給する。

(支援金の額)

第4条 支援金の支給額は、月間売上減少額(令和元
年8月または同年9月の月間売上額と令和2年8月

または同年9月の月間売上額のいずれが多い金額から令和3年8月または同年9月の月間売上額を差し引いた金額をいう。) から当該月の国の月次支援金(緊急事態宣言等の影響緩和に係る一時支援金等給付規程(令和3年6月16日付け)に規定する月次支援金をいう。)および滋賀県酒類販売事業者支援金の支給額を控除した金額とする。

2 前項の規定にかかわらず、支援金の支給額の上限は別表のとおりとする。

(支給申請)

第5条 支援金の支給を受けようとする者は、草津市酒類販売事業者支援金申請書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 滋賀県から交付された滋賀県酒類販売事業者支援金の支給決定通知書の写し
- (2) 履歴事項全部証明書の写し(申請日から6箇月以内に発行されたものに限る。)および法人代表者の本人確認書類の写し(個人事業主にあつては、本人確認書類の写し)
- (3) 振込先の預金通帳の写し
- (4) 売上額を比較する基準月(令和元年および令和2年の8月または9月)を期間に含む事業年度の確定申告書類の写し
- (5) 支給対象月の売上台帳等の写し等
- (6) 誓約書(別記様式第2号)
- (7) その他市長が必要と認める書類

(支給の決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請があつたときは、その内容を審査し、支援金の支給について適否を審査するものとする。

2 市長は、支給することが適当であると認めるときは、草津市酒類販売事業者支援金支給決定通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

3 市長は、支給することが適当でないとき認めるときは、草津市酒類販売事業者支援金不支給決定通知書(別記様式第4号)により通知するものとする。

(決定の取消等)

第7条 市長は、支援金の支給を決定した者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支給決定を取り消し、または既に支給した支援金の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたとき。

(2) 法令またはこの要綱に違反したとき。

(3) その他市長が決定したとき。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第5条に規定する支給の申請をした者については、この要綱は、同日後も、なお従前の例による。

別表(第4条第2項関係)

区分	支援金の上限額	
	法人	個人
月間売上額が令和元年または令和2年の同月比で50%以上減少	10万円/月	5万円/月
月間売上額が令和元年または令和2年の同月比で70%以上減少	20万円/月	10万円/月
月間売上額が令和元年または令和2年の同月比で90%以上減少	30万円/月	15万円/月

備考 月間売上額とは令和3年8月または同年9月の売上額をいう。

別記
様式第1号(第5条関係)
その1

年 月 日

草津市酒類販売事業者支援金申請書(法人用)

草津市長 宛

「草津市酒類販売事業者支援金募集要項」の内容を了承の上、草津市酒類販売事業者支援金を申請します。
なお、下記に記入した事項については事実と相違ありません。

申請対象月			
フリガナ			
法人名	(金 庫)	フリガナ	(代 表 者)
代表者名			
本店所在地 (登記上)	(〒 -) 滋賀県草津市		
担当者	フリガナ	日中連絡可能な 電話番号	
	氏名		
	(担当部署)	メールアドレス	

支給額の算定のための情報として、以下の内容を記入してください。

項目	8月 ※①	9月 ※①
A 令和3年の売上高 ※② (月次支援金申請時と同額)		
B 令和2年の売上高 ※② (月次支援金申請時と同額)		
C 売上減少額 ※③ (B-A)		
D 売上減少率 ※③④ (C÷B×100)		
E 月次支援金の給付額		
F 滋賀県酒類販売事業者支援金の支給額		
G 売上減少額-月次支援金-県支援金 (C-E-F)		
草津市酒類販売事業者支援金申請額 ※⑤(Gの額と月上限額のうち少ない方の額)	0 円	0 円

- ※① 申請対象月の欄について記入してください。
- ※② 国の月次支援金の申請時と同じ額を記入してください。
- ※③ この計算におけるBについては、令和2年または令和元年の売上高のどちらか大きい方の額となります。
- ※④ 小数点第2位を四捨五入。50%未満の場合は当支援金の対象外となります。
- ※⑤ Gの額と、下記の上限額を比較して少ない方の額を記入してください。
 - ・D(%)が50%以上(70%未満)の場合、 上限額10万円/月
 - ・D(%)が70%以上(90%未満)の場合、 上限額20万円/月
 - ・D(%)が90%以上の場合、 上限額30万円/月

支援金振込先	金融機関名	支店名		
	金融機関コード	支店コード	口座種別	
	口座番号	口座名義人	フリガナ	
			漢字	

その2

年 月 日

草津市酒類販売事業者支援金申請書(個人事業主用)

草津市長 宛

「草津市酒類販売事業者支援金募集要項」の内容を了承の上、草津市酒類販売事業者支援金を申請します。
 なお、下記に記入した事項については事実と相違ありません。

申請対象月			
フリガナ			フリガナ
屋号	(会社印)	個人事業主名	(代表者印)
店舗所在地	(〒 -) 滋賀県草津市		
住民票上の住所	(〒 -)		
日中連絡可能な電話番号		メールアドレス	

支給額の算定のための情報として、以下の内容を記入してください。

	項目	8月 ※①	9月 ※①
A	令和3年の売上高 ※② (月次支援金申請時と同額)		
B	令和2年の売上高 ※② (月次支援金申請時と同額) 令和元年の売上高 ※② (月次支援金申請時と同額)		
C	売上減少額 ※③ (B-A)		
D	売上減少率 ※③④ (C÷B×100)		
E	月次支援金の給付額		
F	滋賀県酒類販売事業者支援金の支給額		
G	売上減少額-月次支援金-県支援金 (C-E-F)		
草津市酒類販売事業者支援金申請額 ※⑤ (Gの額と月上限額のうち少ない方の額)		0 円	0 円

※① 申請対象月の欄について記入してください。

※② 国の月次支援金の申請時と同じ額を記入してください。

※③ この計算におけるBについては、令和2年または令和元年の売上高のどちらか大きい方の額となります。

※④ 小数点第2位を四捨五入。50%未満の場合は当支援金の対象外となります。

※⑤ Gの額と、下記の上限額を比較して少ない方の額を記入してください。

- ・D(%)が50%以上(70%未満)の場合、 上限額5万円/月
- ・D(%)が70%以上(90%未満)の場合、 上限額10万円/月
- ・D(%)が90%以上の場合、 上限額15万円/月

支援金振込先	金融機関名	支店名		
	金融機関コード	支店コード	口座種別	
	口座番号	口座名義人	フリガナ	漢字

様式第2号(第5条第6号関係)

誓約書

私は、「草津市酒類販売事業者支援金」(以下「支援金」という。)の申請に当たり、以下の事項を含め、草津市酒類販売事業者支援金支給要綱に従っていることを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことから、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 支援金を受給後も、事業を継続する意思があること。
- 2 草津市から、検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じること。
- 3 申請書類に記載された情報を税務情報として使用することに同意すること。
- 4 私または自社もしくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと。
 (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 (2) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 5 4の(2)から(6)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではないこと。

年 月 日

草津市長 宛

[法人にあっては登記上の本店所在地、個人にあっては住民票上の住所]

住 所

[法人、団体にあっては代表者名]

氏 名(自署)

様式第3号(第6条第2項関係)

第 号
年 月 日

事業者
代表者 様

草津市長

草津市酒類販売事業者支援金支給決定通知書

申請のあった草津市酒類販売事業者支援金につきまして、下記のとおり支給することとなりましたので、草津市酒類販売事業者支援金支給要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

支給決定額 円

様式第4号(第6条第3項関係)

第 号
年 月 日

事業者
代表者 様

草津市長

草津市酒類販売事業者支援金不支給決定通知書

申請のあった草津市酒類販売事業者支援金につきまして、下記のとおり支給しないこととなりましたので、草津市酒類販売事業者支援金支給要綱第6条第3項の規定により通知します。

記

支給しない理由

(令和3年11月1日揭示済み)

草津市告示第299号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市健康福祉部介護保険課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年11月1日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

令和3年度 介護保険料額変更決定通知書
令和3年度 第4期介護保険料督促状

2 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙のとおり

3 上記の書類については、令和3年11月8日に送達があったものとみなす。

令和3年度介護保険料額変更決定通知書公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	平尾 忠孝	草津市野路東五丁目25番22-206号 マリーベルハイツA棟
2	中村 隆幸	草津市平井二丁目13番5-203号 喜京マンション

令和3年度第4期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	戸塚 龍次	草津市東草津二丁目6番1-23号 睦荘 207号 内藤 様方
2	中村 義裕	草津市青地町692番地15サンハイム東草津202号
3	北川 基寛	草津市野村六丁目4番24号 グレースマンションI 6号
4	楠 芳樹	草津市野路東三丁目3番3-306号レドンダカサ玉川

(令和3年11月1日掲示済み)

草津市告示第300号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部納税課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年11月1日

草津市長 橋 川 涉

1 送達すべき書類

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 市・県民税督促状 | 30件 |
| (2) 固定資産税・都市計画税督促状 | 2件 |
| (3) 軽自動車税（種別割）督促状 | 6件 |
| (4) 国民健康保険税督促状 | 38件 |
| (5) 差押調書（謄本） | 9件 |
| (6) 配当計算書（謄本） | 6件 |

計91件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

- 3 上記の書類については、令和3年11月8日に送達があったものとみなす。

督促状公示送達者名簿

Table with columns: 件数, 氏名, 住所, 市-番長根, 届出済年度(届出済年度), 届出済年度(届出済年度), 国民健康保険料. Contains 38 entries of legal notices.

差押調書(謄本) 公示送達者名簿

Table with columns: 件数, 氏名, 住所, 備考. Contains 9 entries of enforcement notices.

配当計算書(謄本) 公示送達者名簿

Table with columns: 件数, 氏名, 住所, 備考. Contains 6 entries of distribution calculation notices.

(令和3年11月1日揭示済み)

公 告

公 告

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和3年10月20日

草津市長 橋川 渉

- 1 縦覧の書類 農用地利用集積計画
- 2 縦覧の期間 令和3年10月20日から
令和3年11月22日まで
- 3 縦覧の場所 草津市環境経済部農林水産課

(令和3年10月20日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和3年10月25日

草津市長 橋川 渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
大津市大萱五丁目15番2-A101号 ラヴィバルセタ 山腰 絢太、山腰 典子	草津市南山田町字里中806番3 外1筆	170.53㎡	R3.10.25	1563

(令和3年10月25日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
 の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
 し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
 を交付した。

令和3年10月25日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
大津市国分一丁目10番17-203号 飯沼 佑典、飯沼 千紘	草津市南山田町字里中806番4 外1筆	169.73㎡	R3.10.25	1564

(令和3年10月25日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
 の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
 し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
 を交付した。

令和3年10月25日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
草津市上笠二丁目15番12-205号 コンフォート上笠 大景 亮太	草津市下笠町字下出1771番2	264.49㎡	R3.10.25	1565

(令和3年10月25日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
 の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
 し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
 を交付した。

令和3年10月25日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
栗東市岡324番地14 小紫 雄大、小紫 亜依	草津市下笠町字下出1769番1 外3筆	474.70㎡	R3.10.25	1566

(令和3年10月25日掲示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
 の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
 し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
 を交付した。

令和3年10月25日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
大津市大萱七丁目22番6号 エルシャトー116号 潮見 大輔	草津市南山田町字鬼塚647番2	227.65㎡	R3.10.25	1567

(令和3年10月25日掲示済み)

教育委員会規則

草津市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和3年10月28日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

草津市教育委員会規則第7号

草津市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

草津市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例（令和3年草津市条例第16号）の施行期日は、令和3年11月1日とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和3年10月28日揭示済み）

草津市学校給食センター設置条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年10月28日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

草津市教育委員会規則第8号

草津市学校給食センター設置条例施行規則等の一部を改正する規則

（草津市学校給食センター設置条例施行規則の一部改正）

第1条 草津市学校給食センター設置条例施行規則（昭和48年草津市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「草津市学校給食センター」を「学校給食センター」に改め、同条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とする。

第3条第1項ただし書を削る。

第8条第1項中「草津市立小学校」の右に「および中学校」を加える。

第9条中「はかつて」を「諮って」に改める。

（草津市教育委員会公印規則の一部改正）

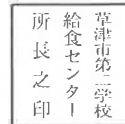
第2条 草津市教育委員会公印規則（平成4年草津市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

22	草津市第二学校給食センター所長之印	22	方18	所長名をもって発する文書用	第二学校給食センター所長
----	-------------------	----	-----	---------------	--------------

別表第2に次のように加える。

(22)



（草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部改正）

第3条 草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則（昭和41年草津市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「中学校給食整備係」を削る。

付 則

この規則は、令和3年11月1日から施行する。

（令和3年10月28日揭示済み）

草津市立幼稚園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月1日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

草津市教育委員会規則第9号

草津市立幼稚園規則の一部を改正する規則

草津市立幼稚園規則（昭和55年草津市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

矢倉幼稚園	4歳児	55人
	5歳児	65人

」を

矢倉こども園	3歳児	30人
	4歳児	35人
	5歳児	35人

」に改める。

第8条第2項中「草津市立幼稚園・幼稚園型認定こども園入園許可通知書（教育認定）」を「草津市立幼稚園型認定こども園入園許可通知書（教育認定）」に改め、同条第3項中「草津市立幼稚園・幼稚園型認定こども園入園不許可通知書（教育認定）」を「草津市立幼稚園型認定こども園入園不許可通知書（教育認定）」に改める。

別記様式第1号中「㊤」および「氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を削る。

別記様式第2号および別記様式第4号中「幼稚園・」を削る。

別記様式第6号および別記様式第7号中「㊤」および「注 氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。」を削る。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の草津市立幼稚園規則の規定による入園の申請およびこれに対する許可の手續その他の行為は、この規則の施行の前においても行うことができる。

(様式に関する経過措置)

3 この規則の施行の際現にある改正前の草津市立幼稚園規則の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

(令和3年11月1日揭示済み)

草津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月1日

草津市教育委員会

教育長 藤 田 雅 也

草津市教育委員会規則第10号

草津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の一部を改正する規則

草津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則（平成27年草津市教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「第2号」を削り、同条第8号を次のように改める。

(8) 草津市立矢倉こども園

第4条第1項中「、土曜日」および「（幼稚園型認定こども園にあつては日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日および12月29日から翌年の1月3日までの日以外の日）」を削る。

第6条中「草津市立幼稚園・幼稚園型認定こども園預かり保育申込書」を「草津市立幼稚園型認定こども園預かり保育申込書」に改める。

第7条中「草津市立幼稚園・幼稚園型認定こども園預かり保育承認書」を「草津市立幼稚園型認定こども園預かり保育承認書」に改める。

別記様式第1号中「幼稚園・」および「印」を削り、「備考 1 記載事項に変更があつた場合は、直ちにその内容を届け出ること。

2 氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。」を

「備考 記載事項に変更があつた場合は、直ちにその内容を届け出ること。」に改める。

別記様式第2号および別記様式第3号中「幼稚園・」を削る。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の草津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の規定による預かり保育の申込みおよびこれに対する承認の手續その他の行為は、この規則の施行の前においても行うことができる。

(様式に関する経過措置)

3 この規則の施行の際現にある改正前の草津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

(令和3年11月1日揭示済み)

教育委員会訓令

草津市学校給食センター管理運営規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和3年10月28日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

草津市教育委員会訓令第3号

草津市学校給食センター管理運営規程の一部を改正する訓令

草津市学校給食センター管理運営規程（昭和48年草津市教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、草津市学校給食センター（）」を「、学校給食センター（）」に改める。

第2条第1号中「滋賀県草津市立学校の管理運営に関する規則」を「草津市立学校の管理運営に関する規則」に、「第2項」を「第3項」に改め、同条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第3条第1項中「草津市立小学校」の右に「および中学校」を加え、「毎年度当初」を「毎年度の初回の給食実施日の属する月の当初」に改める。

第6条中「栄養士」を「栄養教諭等」に改める。

第7条第1項中「児童」の右に「および生徒」を加える。

第8条の2中「職員」を「者」に改める。

第13条第1号中「健康福祉センター等」を「保健所等」に改める。

第16条第1項中「健康診断」を「検査等」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号および第5号を削る。

付 則

この訓令は、令和3年11月1日から施行する。

（令和3年10月28日揭示済み）

教育委員会告示

草津市教育委員会告示第24号

公印の新調について

公印を新調したので、草津市教育委員会公印規則（平成4年草津市教育委員会規則第4号）第7条第2項の規定に基づき告示する。

令和3年11月1日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

1 新調印

- (1) 草津市第二学校給食センター所長之印



用 途 草津市第二学校給食センター所長名をもって発する文書用

開始日 令和3年11月1日

（令和3年11月1日揭示済み）

草津市教育委員会告示第25号

草津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和3年11月1日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

- 1 期 日 令和3年11月17日（水） 午後3時00分

- 2 場 所 市役所6階 教育委員会室

（令和3年11月1日揭示済み）

選挙管理委員会告示

草選委告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項および第75条第1項ならびに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項および第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項および第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和3年10月18日現在において、次のとおりである。

令和3年10月18日

草津市選挙管理委員会
委員長 馬場 敏 一

- 50分の1の数 2,209人
- 6分の1の数 18,406人
- 3分の1の数 36,811人

(令和3年10月18日掲示済み)

草選委告示第9号

令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における各投票区投票所を次の場所に設ける。

令和3年10月18日

草津市選挙管理委員会
委員長 馬場 敏 一

各投票区投票所
別紙のとおり

投票区	投票所	所在地
第1投票区	草津市立草津南まちづくりセンター	草津市 若草五丁目10番地
第2投票区	草津市立草津小学校体育館	草津市 青地町827番地
第3投票区	草津市立草津まちづくりセンター	草津市 青地町561番地
第4投票区	追分町会館	草津市 追分五丁目6番5号
第5投票区	越川町会館	草津市 越川一丁目7番1号
第6投票区	草津市立越川まちづくりセンター	草津市 西越川二丁目9番38号
第7投票区	草津市立大跡まちづくりセンター	草津市 大跡二丁目9番11号
第8投票区	旧草津市立まちづくりセンター	草津市 西大路町9番6号
第9投票区	砂原会館	草津市 東草津一丁目4番20号
第10投票区	草津市立草津まちづくりセンター	草津市 草津一丁目4番33号
第11投票区	草津市立西一会館	草津市 草津町144番地1
第12投票区	込田会館	草津市 草津三丁目13番81号
第13投票区	矢倉町会館	草津市 矢倉二丁目1番7号
第14投票区	草津市立矢倉まちづくりセンター	草津市 東矢倉二丁目13番6号
第15投票区	野路コミュニティセンター	草津市 野路七丁目1番18号
第16投票区	桜ヶ丘会館	草津市 桜ヶ丘四丁目3番4号
第17投票区	草津市立若上小学校体育館	草津市 野路町517番地
第18投票区	草津市立南笠東小学校体育館	草津市 南笠東四丁目4番1号
第19投票区	南笠公民館	草津市 南笠町1217番地1
第20投票区	草津市立橋岡会館	草津市 橋岡町71番地
第21投票区	矢橋総合会館	草津市 矢橋町1199番地1
第22投票区	新浜会館	草津市 新浜町68番地1
第23投票区	草津市立新田会館	草津市 本川町898番地3
第24投票区	山屋敷会館	草津市 本川町833番地1
第25投票区	野路小林町自治会館	草津市 野路三丁目13番2号
第26投票区	本川町農業会館	草津市 本川町517番地
第27投票区	草津市立山田まちづくりセンター	草津市 南山田町678番地
第28投票区	北山田会館	草津市 北山田町787番地
第29投票区	南山田会館	草津市 南山田町776番地
第30投票区	野村会館	草津市 野村五丁目26番20号
第31投票区	草津市立笠縫まちづくりセンター	草津市 上笠一丁目6番3号
第32投票区	草津市立笠縫東小学校正面玄関内	草津市 上笠三丁目8番1号
第33投票区	駒井沢町公民館	草津市 駒井沢町317番地1
第34投票区	下笠会館	草津市 下笠町3007番地2
第35投票区	草津市立笠縫東総合センター	草津市 芦前町319番地1
第36投票区	下物会館	草津市 下物町113番地1
第37投票区	草津市立笠縫まちづくりセンター	草津市 志那中町111番地1
第38投票区	吉田町会議所	草津市 志那町2620番地

(令和3年10月18日掲示済み)

草選委告示第10号

令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票管理者およびその職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定に基づき、告示する。

令和3年10月18日

草津市選挙管理委員会
委員長 馬場 敏 一

投票管理者およびその職務を代理すべき者
別紙のとおり（略）

(令和3年10月18日掲示済み)

草選委告示第11号

令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所を次の場所に設ける。

令和3年10月18日

草津市選挙管理委員会
委員長 馬場 敏一

- 1 草津市役所2階 特大会議室
草津市草津三丁目13番30号
10月20日(水)から10月30日(土)まで
午前8時30分から午後8時まで
- 2 草津市立市民交流プラザ ロビー
草津市野路一丁目15番5号
10月23日(土)から10月30日(土)まで
午前10時から午後8時まで
- 3 エイスクエア SARA北館1階
草津市西渋川一丁目18番38号
10月23日(土)から10月30日(土)まで
午前10時から午後8時まで
- 4 イオンモール草津 モール棟2階
草津市新浜町300
10月23日(土)から10月30日(土)まで
午前10時から午後8時まで
- 5 立命館大学 キャンプー
草津市野路東一丁目1番1号
10月28日(木)から10月29日(金)まで
午前10時から午後6時まで

(令和3年10月18日掲示済み)

草選委告示第12号

令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票を行う期日前投票所を次のとおり指定する。

令和3年10月18日

草津市選挙管理委員会
委員長 馬場 敏一

在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票を行う期日前投票所

草津市草津三丁目13番30号
草津市役所2階 特大会議室

(令和3年10月18日掲示済み)

草選委告示第13号

令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者およびその職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第25条の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和3年10月18日

草津市選挙管理委員会
委員長 馬場 敏一

期日前投票所の投票管理者およびその職務を行うべき日

別紙のとおり(略)

期日前投票所の投票管理者職務代理者およびその代理して職務を行うべき日

別紙のとおり(略)

(令和3年10月18日掲示済み)

草選委告示第14号

令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第49条の規定による不在者投票について、投票用紙および不在者投票用封筒を交付する場所を次のとおり定める。

令和3年10月18日

草津市選挙管理委員会
委員長 馬場 敏一

交付場所 草津市草津三丁目13番30号
草津市役所2階 特大会議室

(令和3年10月18日揭示済み)

草選委告示第15号

令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第53条第1項の規定による投票用紙および不在者投票用封筒を郵便等により交付することができる日は、次のとおりとする。

令和3年10月18日

草津市選挙管理委員会
委員長 馬場 敏一

投票用紙および不在者投票用封筒を郵便等により交付することができる日

令和3年10月18日

(令和3年10月18日揭示済み)

草選委告示第16号

令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第65条の13第1項の規定により読み替えて適用する同法施行令第53条第1項の規定による投票用紙および不在者投票用封筒を郵便等により交付することができる日は、次のとおりとする。

令和3年10月18日

草津市選挙管理委員会
委員長 馬場 敏一

投票用紙および不在者投票用封筒を郵便等により交付することができる日

令和3年10月18日

(令和3年10月18日揭示済み)

草選委告示第17号

令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における草津市開票区の開票の日時および場所を次のとおり定めたので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第64条の規定に基づき告示する。

令和3年10月18日

草津市選挙管理委員会
委員長 馬場 敏一

- 1 開票の日時 当該選挙の執行日 午後9時15分
- 2 開票の場所 草津市草津三丁目13番30号
草津市役所2階 特大会議室

(令和3年10月18日揭示済み)

草選委告示第18号

令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における草津市開票区の開票管理者およびその職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第68条の規定に基づき告示する。

令和3年10月18日

草津市選挙管理委員会
委員長 馬場 敏一

開票管理者 草津市御倉町584番地3
馬場 敏一

開票管理者の職務を代理すべき者
草津市西矢倉三丁目5番3号
中島 直樹

(令和3年10月18日揭示済み)

草選委告示第19号

令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙およ

び最高裁判所裁判官国民審査における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第2項および第4項の規定による草津市開票区の開票立会人を決定するためのくじを行う日時、場所および方法を次のとおり定めたので、同条第6項の規定に基づき告示する。

令和3年10月18日

草津市選挙管理委員会
委員長 馬場 敏一

- 1 日時 当該選挙の執行日の前3日
午後5時30分（衆議院小選挙区選出議員選挙）
午後5時40分（衆議院比例代表選出議員選挙）
- 2 場所 草津市草津三丁目13番30号
草津市役所4階 行政委員会室
- 3 方法
 - (1) 公職選挙法第62条第2項のくじ
（開票立会人の届出が10人を超えた場合のくじ）
 - ① 立候補届出受理順（または名簿届出受理順）に本くじを引く順序のくじを行う。この場合、開票立会人となるべき者の届出がない候補者があるときは、順次繰り下げて行う。
 - ② ①で決まった順序により本くじを行い、開票立会人を決定する。
 - (2) 公職選挙法第62条第4項のくじ
（同一政党等に属する開票立会人が3人以上の場合のくじ）
 - ① 立候補届出受理順に本くじを引く順序のくじを行う。
 - ② ①で決まった順序により本くじを行い、開票立会人を決定する。

（令和3年10月18日掲示済み）

草選委告示第20号

令和3年10月31日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による、投票記載所の氏名および党派別の名称の掲示の掲載順序を決定するくじを行

う日時、場所および方法を次のとおり定める。

令和3年10月18日

草津市選挙管理委員会
委員長 馬場 敏一

- 1 日時 当該選挙の公示日
午後5時30分
- 2 場所 草津市草津三丁目13番30号
草津市役所4階 行政委員会室
- 3 方法
 - ① 立候補届出受理順に本くじを引く順序のくじを行う。
 - ② ①で決まった順序により本くじを行う。

（令和3年10月18日掲示済み）

草選委告示第21号

令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第143条第1項第5号のポスターの掲示場を同法第144条の2第1項の規定により別紙の場所に設置したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和3年10月18日

草津市選挙管理委員会
委員長 馬場 敏一

ポスター掲示場の設置場所
別紙のとおり（略）

（令和3年10月18日掲示済み）

選挙管理委員会公告

公告第1号

令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査において、公職選挙法施

行令（昭和25年政令第89号）第119条第1項の規定による個人演説会等の施設の設備の程度を次のとおり定める。

令和3年10月18日

草津市長
 草津市教育長
 滋賀県立草津高等学校長
 滋賀県立草津東高等学校長
 滋賀県立湖南農業高等学校長
 滋賀県立玉川高等学校長
 綾羽高等学校長
 光泉中・高等学校長
 草津幼稚園長
 信愛幼稚園長
 若竹幼稚園長
 認定こども園草津カトリック幼稚園長
 あゆみこども園長
 渋川あゆみこども園長
 すぎのこども園長
 さくらがおかこども園長
 たちばな大路こども園長
 認定こども園みのり園長
 さくら坂こども園長
 くさつ優愛保育園モンチ園長
 さくら坂東こども園長
 あさひこども園長
 志津保育園長
 くるみこども園長
 緑波くるみこども園長
 若草くるみこども園長
 ののみちこども園長
 さくら坂南こども園長
 滋賀県立草津養護学校長
 市営住宅笠縫団地集会所管理者
 市営住宅矢倉団地集会所管理者
 市営住宅玄甫団地集会所管理者
 市営住宅常盤団地集会所管理者

個人演説会等の施設の設備程度

別紙のとおり

令和3年10月18日現在

施設名	種別	面積	施設に設置すべき設備の標準									
			遊具	遊具	遊具	遊具	遊具	遊具	遊具	遊具	遊具	遊具
1 草津市立笠縫東こども園	遊戯室	168	1	1	1	32W×2 10W×48 60W×21	35	—	40W×20	1	1	1
2 草津市立志津こども園	遊戯室	112	1	1	1	40W×18	—	若干	40W×5	1	1	1
3 草津市立山田こども園	遊戯室	111	1	1	1	10W×21	—	若干	40W×3	1	1	1
4 草津市立千川こども園	遊戯室	112	1	1	1	40W×36	—	—	50W×1	1	1	1
5 草津市立常盤こども園	遊戯室	120	1	1	1	10W×9	—	若干	10W×1	1	1	1
6 草津市立老上こども園	遊戯室	131	1	1	1	40W×9	—	若干	40W×8	1	1	1
7 草津市立笠縫こども園	遊戯室	135	1	1	1	40W×18	—	若干	40W×18	1	1	1
8 草津市立矢倉幼稚園	遊戯室	112	1	1	—	10W×18	—	—	40W×16	1	1	1
9 認定こども園草津カトリック幼稚園	普通教室	41	1	—	—	40W×6	—	若干	40W×5	1	1	1
10 若竹幼稚園	遊戯室	81	1	1	1	40W×8	—	若干	10W×5	1	1	1
11 信愛幼稚園	普通教室	22	1	1	1	100W×3	—	若干	40W×1	1	1	1
12 若竹幼稚園	遊戯室	128	1	1	1	80W×12	—	若干	40W×1	1	1	1
13 草津市立草津中央おひさまこども園	遊戯室	114	1	1	1	110W×6 40W×6	—	—	40W×12	1	1	1
14 草津市立矢倉ふたばこども園	遊戯室	137	1	1	1	19.2W×20 16.5W×8	50	—	—	—	10	1
15 認定こども園みのり	ホール	108	1	—	—	白熱灯×18	30	—	—	1	1	—

施設名	種別	面積	施設に設置すべき設備の標準									
			遊具	遊具	遊具	遊具	遊具	遊具	遊具	遊具	遊具	遊具
16 すぎのこども園	子育て支援室	80	—	—	—	40W×16	—	—	40W×6	—	—	—
17 あゆみこども園	遊戯室	132	1	1	—	32W×36	50	—	32W×2	1	1	1
18 渋川あゆみこども園	ホール	145	1	1	—	32W×27	70	—	32W×9	11	75	1
19 さくら坂こども園	ホール	140	1	20	—	24W×18	15	—	—	2	6	1
20 くさつ優愛保育園モンチ	遊戯室 (補助室)	158	—	1	—	32W×4	50	—	—	1	5	—
21 さくらがおかこども園	遊戯室	204	1	1	—	1ED×27	85	—	LED12W ×9	10	85	1
22 さくら坂東こども園	ホール	90	1	20	—	45W×16	10	—	—	2	6	1
23 たちばな大路こども園	ホール	135	1	—	—	100W×10	50	—	80W×8	4	10	1
24 あさひこども園	遊戯室	115	1	2	—	32W×11 22W×1	30	—	—	—	—	—
25 志津保育園	普通教室	122	—	—	—	64W×12	—	—	61W×6	—	—	—
26 くるみこども園	ホール	150	1	—	—	照明11	15	—	—	—	—	—
27 緑波くるみこども園	遊戯室	111	1	—	—	94W×20 40W×16	20	—	—	—	—	—
28 若草くるみこども園	ホール (補助室)	116	—	2	—	40W×24	—	—	—	1	1	10
29 ののみちこども園	多目的 ホール	46	1	1	—	32W×12	25	—	32W×2	1	1	1
30 さくら坂南こども園	ホール (補助室)	77	1	—	—	63W×16	28	—	32W×6	3	—	—

施設の名目	種別	面積 ㎡	敷地面積(㎡)								
			敷地面積(㎡)	延床面積(㎡)	延床面積(㎡)	延床面積(㎡)	延床面積(㎡)	延床面積(㎡)			
11 草津市立志津小学校	体育館	660	1	1	400×14 270×12	100	若下	100×6	1	3	1
12 草津市立志津南小学校	体育館	660	1	1	400×12 270×12	300	—	400×6	1	3	1
13 草津市立草津小学校	体育館	398	1	1	400×24	200	—	—	—	—	—
14 草津市立草津第二小学校	体育館	792	1	1	1100×36	200	—	400×20	1	3	1
15 草津市立志津西小学校	体育館	1174	1	1	400×12 270×12	500	若下	320×2	—	—	—
16 草津市立矢倉小学校	体育館	398	1	1	1100×36	50	—	100×4	1	3	1
17 草津市立老上小学校	体育館	398	1	1	400×24 1100×16	300	若下	100×4	1	3	—
18 草津市立老上西小学校	体育館	1426	1	—	LED×32	500	若下	—	—	—	—
19 草津市立玉川小学校	体育館	660	1	1	1100×18	170	—	100×4	1	3	1
20 草津市立南草津小学校	体育館	660	1	1	400×12 270×12	500	—	400×6	1	3	—
21 草津市立山田小学校	体育館	792	1	1	1100×36	200	若下	100×2	1	3	—
22 草津市立笠越小学校	体育館	995	1	1	400×24 1100×16	200	若下	—	—	—	—
23 草津市立笠越東小学校	体育館	974	1	1	1100×36	180	—	100×4	—	—	—
24 草津市立笠越西小学校	体育館	660	1	1	1100×18	100	—	—	—	—	—
25 草津市立高橋中学校	体育館	1041	1	1	400×24 500×24	400	—	400×4	1	3	1

施設の名目	種別	面積 ㎡	敷地面積(㎡)								
			敷地面積(㎡)	延床面積(㎡)	延床面積(㎡)	延床面積(㎡)	延床面積(㎡)	延床面積(㎡)			
51 草津市立大跡まちづくりセンター	大会議室	139	2	—	300×12	200	—	—	8	20	—
52 草津市立矢倉まちづくりセンター	大会議室	100	1	1	1200×12	80	—	800×4	1	3	1
53 草津市立老上まちづくりセンター	大会議室	111	1	1	1000×14	100	—	400×3	1	3	1
54 草津市立老上西まちづくりセンター	大会議室	113	1	—	1000×30	100	—	—	—	—	—
55 草津市立山田まちづくりセンター	大会議室	80	1	1	1000×10	80	—	400×6	1	3	1
56 草津市立南草津まちづくりセンター	大会議室	127	1	1	2200×10	120	—	—	8	18	1
57 草津市立山田まちづくりセンター	集会室	100	1	1	1000×12	100	—	400×8	1	3	1
58 草津市立笠越まちづくりセンター	大会議室	128	1	—	450×14 130×6	120	—	450×9 150×3	10	30	1
59 草津市立笠越東まちづくりセンター	大会議室	100	1	1	1200×12	80	—	—	—	—	—
60 草津市立笠越西まちづくりセンター	大会議室	120	1	1	1400×24	100	—	200×18	3	13	1
71 草津市立渡川まちづくりセンター	大会議室	115	1	—	320×16 120×16	120	—	—	8	13	—
72 草津市立草津アマカホール	ホール	472	1	1	5000×24	300	—	400×12	1	3	1
73 草津市立草津アマカホール	研修室	109	1	1	1000×21	80	—	—	—	—	—
74 草津市立草津クレーンホール	ホール	570	1	10	2500×4	600	—	360×4	1	1	—
75 草津市立運動会館	会議室A 会議室B	129	1	1	320×16 1500×48	80	—	320×12	1	17	1

施設の名目	種別	面積 ㎡	敷地面積(㎡)								
			敷地面積(㎡)	延床面積(㎡)	延床面積(㎡)	延床面積(㎡)	延床面積(㎡)	延床面積(㎡)			
66 草津市立草津中学校	体育館	1174	1	1	1100×16 2000×16	300	—	600×2	1	3	1
67 草津市立老上中学校	体育館	1520	1	1	4000×24 1100×70	300	—	400×8	1	3	1
68 草津市立日開中学校	体育館	1037	1	1	4000×32 4000×24	800	若下	400×16	1	3	—
69 草津市立松原中学校	体育館	995	1	1	4000×36 5000×8	100	若下	—	—	—	—
70 草津市立新草津中学校	体育館	1125	1	1	4000×26 1100×76	400	—	400×5	1	3	1
81 光泉中・高等学校	体育館	1002	1	1	7000×15	700	—	100×1	1	3	1
82 滋賀県立草津高等学校	体育館	1230	1	1	4000×27	300	若下	—	—	—	—
83 滋賀県立草津東高等学校	体育館	1395	1	1	4000×27	—	若下	400×6	1	1	1
84 滋賀県立湖南職業高等学校	体育館	990	1	1	5000×12 600×6 100×6	500	若下	—	—	—	—
85 滋賀県立玉川高等学校	体育館	1230	1	1	4000×27	1000	若下	—	—	—	—
86 桃沢高等学校	体育館	1538	1	1	3200×24	700	若下	—	—	—	—
87 滋賀県立草津養護学校	体育館	700	1	—	1800×20	100	若下	—	—	—	1
88 草津市立志津まちづくりセンター	大会議室	107	1	1	1000×35	80	若下	—	—	—	—
89 草津市立志津南まちづくりセンター	大会議室	153	1	1	2700×10	100	—	—	—	—	—
90 草津市立草津まちづくりセンター	大会議室	138	1	1	3000×15	80	—	800×5	1	3	1

施設の名目	種別	面積 ㎡	敷地面積(㎡)								
			敷地面積(㎡)	延床面積(㎡)	延床面積(㎡)	延床面積(㎡)	延床面積(㎡)	延床面積(㎡)			
76 草津市立草津東総合センター	大会議室	222	1	1	320×21 240×11	80	—	—	1	1	1
77 草津市立西一会館	大会議室 小会議室	91	1	1	320×36	150	—	600×2	1	3	1
78 草津市立新田会館	大会議室	91	1	1	450×12	100	—	120×12	7	20	1
79 市営住宅芝巻団地集会所	集会所	67	—	20	—	80	—	—	1	1	—
80 市営住宅芝巻団地集会所	集会所	52	—	—	—	—	—	—	—	—	—
81 市営住宅老上団地集会所	集会所	41	—	—	—	—	—	—	—	—	—
82 市営住宅老上西団地集会所	集会所	81	—	—	—	—	—	—	1	1	1
83 草津市立クリーンセンター	多目的室	189	2	2	1000×20	150	—	320×9	2	4	—
84 くさつティアリーナ	メインアリーナ	2,000	1	—	4200×32 8000×68	280	70	100×6	1	1	—
85 草津市立市民総合交流センター	大会議室 (6階)	414	1	—	10000×18	270	—	—	—	—	—

(令和3年10月18日揭示済み)

公告第2号

令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査において、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第121条の規定による個人演説会等の施設の公営のために納付すべき費用の額を次のとおり定める。

令和3年10月18日

草 津 市 長
草 津 市 教 育 長
滋 賀 県 立 草 津 高 等 学 校 長
滋 賀 県 立 草 津 東 高 等 学 校 長
滋 賀 県 立 湖 南 農 業 高 等 学 校 長
滋 賀 県 立 玉 川 高 等 学 校 長
綾 羽 高 等 学 校 長
光 泉 中 ・ 高 等 学 校 長
草 津 幼 稚 園 長
信 愛 幼 稚 園 長
若 竹 幼 稚 園 長
認 定 こ ども 園 草 津 カ ト リ ッ ク 幼 稚 園 長
あ ゆ み こ ども 園 長
渋 川 あ ゆ み こ ども 園 長
す ぎ の こ こ ども 園 長
さ く ら が お か こ ども 園 長
た ち ば な 大 路 こ ども 園 長
認 定 こ ども 園 み の り 園 長
さ く ら 坂 こ ども 園 長
く さ つ 優 愛 保 育 園 モ ン チ 園 長
さ く ら 坂 東 こ ども 園 長
あ さ ひ こ ども 園 長
志 津 保 育 園 長
く る み こ ども 園 長
緑 波 く る み こ ども 園 長
若 草 く る み こ ども 園 長
の の み ち こ ども 園 長
さ く ら 坂 南 こ ども 園 長
滋 賀 県 立 草 津 養 護 学 校 長
市 営 住 宅 笠 縫 団 地 集 会 所 管 理 者
市 営 住 宅 矢 倉 団 地 集 会 所 管 理 者
市 営 住 宅 玄 甫 団 地 集 会 所 管 理 者
市 営 住 宅 常 盤 団 地 集 会 所 管 理 者

個人演説会等の施設の公営のために納付すべき費用の額

別紙のとおり

Table with 7 columns: 施設の名目, 種別, 面積, 面積, 面積, 面積, 備考. Rows 1-30 listing various facilities like kindergartens and schools with their respective areas and codes.

Table with 7 columns: 施設の名目, 種別, 面積, 面積, 面積, 面積, 備考. Rows 31-47 listing various facilities like elementary schools and high schools with their respective areas and codes.

施設名	種別	面積	9/30	10/31	11/30	備考
48 草津市立印刷学校	体育館	1087	9,090	25,675	26,992	全
49 草津市立松原中学校	体育館	1123	9,090	25,675	26,992	①
50 草津市立新中学校	体育館	1123	9,090	25,675	26,992	①
51 志取中・高等学校	体育館	1002	9,090	25,675	26,992	①
52 草津県立草津高等学校	体育館	1230	9,090	25,675	26,992	①
53 草津県立草津東高等学校	体育館	1343	9,090	25,675	26,992	①
54 草津県立湖南農業高等学校	体育館	1110	9,090	25,675	26,992	①
55 草津県立毛川高等学校	体育館	1230	9,090	25,675	26,992	①
56 草津県立草津高等学校	体育館	1343	9,090	25,675	26,992	①
57 草津県立草津東高等学校	体育館	1343	9,090	25,675	26,992	①

施設名	種別	面積	納付すべき費用額			備考
			9/30	10/31	11/30	
58 草津市市民総合交流センター	大会議室	411	11,200	12,900	11,600	※

備考欄
 ① 国土成法の進捗率の算定に際しては、関係する法律
 ② 草津市立地域まちなみセンター条例
 ③ 草津市立草津アマチホール条例
 ④ 草津市立草津クレアホール条例
 ⑤ 草津市立市民総合交流センター条例
 ⑥ 草津市立市民総合交流センター条例
 ※ 前掲表を使用する場合おこぼる施設におけるその他の設置設備を使用する場合にあつた場合は、別途各施設に定めるところにより、使用料を徴するものであること。

(令和3年10月18日揭示済み)

施設名	種別	面積	納付すべき費用額			備考
			9/30	10/31	11/30	
58 草津市立志津南まちなみセンター	大会議室	107	1,300	1,400	1,600	②
59 草津市立志津南まちなみセンター	大会議室	153	1,300	1,400	1,600	②
60 草津市立草津まちなみセンター	集会室	138	1,300	1,400	1,600	②
61 草津市立大野まちなみセンター	大会議室	139	1,300	1,400	1,600	②
62 草津市立大野まちなみセンター	大会議室	100	1,300	1,400	1,600	②
63 草津市立大野まちなみセンター	大会議室	111	1,300	1,400	1,600	②
64 草津市立大野まちなみセンター	大会議室	113	1,300	1,400	1,600	②
65 草津市立大野まちなみセンター	大会議室	110	1,300	1,400	1,600	②
66 草津市立大野まちなみセンター	大会議室	127	1,300	1,400	1,600	②
67 草津市立大野まちなみセンター	集会室	100	1,300	1,400	1,600	②
68 草津市立大野まちなみセンター	大会議室	128	1,300	1,400	1,600	②
69 草津市立大野まちなみセンター	大会議室	100	1,300	1,400	1,600	②
70 草津市立大野まちなみセンター	大会議室	120	1,300	1,400	1,600	②
71 草津市立大野まちなみセンター	大会議室	144	1,300	1,400	1,600	②

農業委員会告示

草津市農業委員会告示第10号

草津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和3年11月1日

草津市農業委員会

会長 石田 隆 司

- 期 日 令和3年11月10日(水) 午後1時30分
- 場 所 草津市役所 4階 行政委員会室
- 付議案件
 - 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の報告について(報告)
 - 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の報告について(報告)
 - 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
 - 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
 - 農地法第5条の規定による許可につき、事業計画変更の承認をすることについて
 - 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
 - 農用地利用集積計画(案)の決定につき、議決を求めることについて
 - 草津農業振興地域整備計画の変更(除外)につき、意見を求めることについて

(令和3年11月1日日揭示済み)

施設名	種別	面積	納付すべき費用額			備考	
			9/30	10/31	11/30		
72 草津市立草津アマチホール	ホール	472	12,000 19,400	16,000 21,000	18,200 27,100	29,000 42,000	①※
73 草津市立草津アマチホール	ホール	199	2,900	3,700	1,200	4,300	①

施設名	種別	面積	納付すべき費用額			備考	
			9/30	10/31	11/30		
74 草津市立草津クレアホール	ホール	578	18,900 29,300	32,000 44,800	39,100 53,500	91,100 136,600	①※

施設名	種別	面積	納付すべき費用額			備考	
			9/30	10/31	11/30		
75 草津市立福岡会館	大会議室	112	1,100	1,500	2,000	2,600	①
76 草津市立常盤東総合センター	大会議室	222	1,100	1,500	2,000	2,600	①
77 草津市立西一会館	大会議室	111	1,100	1,500	2,000	2,600	①
78 草津市立新田会館	大会議室	111	1,100	1,500	2,000	2,600	①

施設名	種別	面積	納付すべき費用額			備考
			9/30	10/31	11/30	
79 市営住宅若草団地集会所	集会所	167	9,090	25,675	26,992	①
80 市営住宅大倉団地集会所	集会所	167	9,090	25,675	26,992	①
81 市営住宅大野団地集会所	集会所	167	9,090	25,675	26,992	①
82 市営住宅常盤団地集会所	集会所	167	9,090	25,675	26,992	①

施設名	種別	面積	納付すべき費用額			備考
			9/30	10/31	11/30	
83 草津市立クリーンセンター	多目的室	139	3,100	1,200	7,700	①

施設名	種別	面積	納付すべき費用額			備考
			9/30	10/31	11/30	
84 くまびつシアター	ホール	2000	9,100 13,700	3,100 13,700	13,700 28,800	①

